

吹田市障害児・者相談支援体制整備補助

吹田市では、計画相談支援及び障がい児相談支援の普及を促進し、相談支援ネットワークの構築及び発展に寄与することを目的とし、市内の特定相談・障がい児相談支援事業者に対し、障害福祉サービス等の提供に必要な「サービス等利用計画等」の作成に必要な人材確保のための経費の一部を補助します。

吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金

相談支援専門員を新規配置した相談支援事業所が、本市が支給決定を行った新規契約利用者に係るサービス等利用計画等(以下、「計画」という)を作成した場合、件数に応じて補助金を交付します。

補助要件

1. 相談支援専門員を新規配置(※)し従事させた吹田市内の相談支援事業所が、本市が支給決定を行った利用者に対し計画を作成すること。

なお、令和7年4月以降における補助の対象となる計画は、新規配置された相談支援専門員が作成したものに限らず、相談支援専門員を新規配置した事業所において作成した計画に対しても補助を行います。

※市内の相談支援事業所に新たに配置されたことをいい、市内の別の相談支援事業所にて相談支援業務を行っていた場合は新規配置としません。ただし、配置前1年間以上相談支援業務を行っていなかった場合は、新規配置とみなします。

補助金額

利用者に係るサービス等利用計画等の新規作成：**50,000 円/件**

相談支援専門員1人につき上限：**400,000 円**

(相談支援専門員が新規配置されてから、配置日を含む月の次月から数えて 12 月以内に作成したサービス等利用計画等が対象)

(例1)相談支援専門員Aさんが令和7年4月に新規配置され、既存の相談支援専門員Bさんと二人で合わせて

令和 7 年4月から令和8年3月までにサービス等利用計画等の新規作成件数 5 件
→令和 8 年 3 月に補助金申請を行い、補助金額:250,000 円(5 件分)

(例2)令和 7 年 11 月に新規配置され、既存の相談支援専門員 B さんと二人で合わせて
令和 7 年 11 月から令和8年3月までにサービス等利用計画等の新規作成件数 4 件
→令和 8 年 3 月に補助金申請を行い、補助金額:200,000 円(4 件分)

令和 8 年 4 月から令和8年 10 月までにサービス等利用計画等の新規作成件数 7 件
→令和 9 年 3 月までに補助金申請を行い、補助金額 200,000 円(補助上限額－前年度補助額)

(上記の場合、A さんのほかに相談支援専門員を新規配置し、相談支援事業所において計画を作成すれば新たに 8 件まで申請可能です。)

申請に必要な書類

- ・ 吹田市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 初任者研修の修了を証する書類の写し
- ・ 相談支援専門員経歴書の写し
- ・ 雇用関係確認書類の写し
- ・ 組織体制図
- ・ 新規利用者に係る契約内容報告書の写し
- ・ 計画の写し
- ・ 利用者一覧表(様式第 2 号)
- ・ その他市長が必要と認める書類

申請期限

計画の新規作成日の属する年度の 3 月 31 日(必着)

申請・交付の流れ

1. 必要書類を添付し、申請書を市へ提出(法人⇒市役所)
2. 市が審査をし、交付決定通知と請求書を法人へ送付(市役所⇒法人)
3. 請求書に口座番号等必須事項を記入し市へ提出(法人⇒市役所)
4. 請求書の内容を基に補助金を法人へ支払い(市役所⇒法人)

吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金

初任者研修の申込みをした者が勤務する法人に対し、補助金を交付します。

補助要件

1. 吹田市内の相談支援事業所が、計画相談支援等を行う相談支援専門員を雇用すること（雇用していること）。
2. 初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度の4月1日までに、相談支援専門員として勤務すること。

補助金額

初任者研修の受講料全額

申請に必要な書類

- ・ 吹田市相談支援従事者初任者研修受講料補助金交付申請書(様式第6号)
- ・ 初任者研修の受講料を支払ったことを証する書類の写し
- ・ 初任者研修の修了を証する書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

申請期限

初任者研修を修了した日の属する年度の3月31日(必着)

申請・交付の流れ

1. 必要書類を添付し、申請書を市へ提出(法人⇒市役所)
2. 市が審査をし、交付決定通知と請求書を法人へ送付(市役所⇒法人)
3. 請求書に口座番号等必須事項を記入し市へ提出(法人⇒市役所)
4. 請求書の内容を基に補助金を法人へ支払い(市役所⇒法人)

吹田市相談支援事業所借上費補助金

相談支援事業所の指定を受けた法人に対し、指定を受けた日の属する月から最大2年間、相談支援事業所の賃借料の一部が補助金として交付します。

補助要件

1. 吹田市内で相談支援事業所の指定を受けて、1か月以内に計画相談支援等の事業を開始すること。
2. 吹田市内で計画相談支援等の事業を継続する意思があること。
3. 吹田市全域を対象として支援を行うこと。
4. 障害種別や年齢に関わらず支援を行うこと。

補助金額

上限月額 30,000 円/事業所 × 賃借期間(月)

※賃借料(共益費含む)又は、月額 30,000 円のいずれか少ない額とします。

※補助金の期間は最大2年間とします。

※申請は年度毎に受付します。

※1つの建物内に複数事業所がある場合は、賃借料を面積で按分して計算します。

(例)1つの建物内に「居宅介護事業所」(100 m²)と「相談支援事業所」(25 m²)があり、賃借料が月額120,000円で、令和5年10月1日に指定を受けた場合。
按分すると「相談支援事業所」の賃借料は月額24,000円となり、
上限額である月額30,000円より少ないため、
月額24,000円 × 6か月(令和6年10月から令和7年3月) = 144,000円
(上記の場合、令和7年度と令和8年9月まで補助金を申請できます。)

申請に必要な書類

- ・ 吹田市相談支援事業所借上費補助金交付申請書(様式第10号)
- ・ 事業計画書及びこれに伴う収支予算書の写し
(特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業のもの)
- ・ 運営規定の写し
- ・ 相談支援事業所として使用する家屋に係る賃借料が記載されている書類の写し
- ・ 相談支援事業所の運営状況に関する資料
(相談支援事業所の概要、財産目録、事業所の平面図、組織体制図)
- ・ 計画相談支援等に従事する相談支援専門員の一覧
- ・ 賃借料を支払ったことを証する書類の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

申請期間

毎年度3月1日から3月31日までただし、補助金が終了する年度においては最終月

申請・交付の流れ

1. 必要書類を添付し、申請書を市へ提出(法人⇒市役所)
2. 市が審査をし、交付決定通知と請求書を法人へ送付(市役所⇒法人)
3. 請求書に口座番号等必須事項を記入し市へ提出(法人⇒市役所)
4. 請求書の内容を基に補助金を法人へ支払い(市役所⇒法人)

ホームページ

[トップページ](#) > [ページ番号検索](#) > ページ番号:1029615

申請書等の様式が掲載されています。

申請窓口・お問合せ先

吹田市 福祉部 障がい福祉室 基幹グループ(115 番窓口)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話:06-6384-1348 FAX:06-6385-1031